

公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程

平成25年4月1日

規 程 第 8 8 号

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 一般競争入札（第7条－第21条）
- 第3章 指名競争入札（第22条－第25条）
- 第4章 随意契約（第26条－第28条）
- 第5章 契約の履行（第29－40条）
- 第6章 雑則（第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学会計規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第76号。以下「会計規程」という。）の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（契約権限）

第2条 理事長は、契約の相手方を決定し、契約の名義人となる。

2 法人における契約事務は、事務局長を契約責任者とし、総務課長を契約事務責任者とする。

（契約決議書）

第3条 契約に関する事務を担当する者（以下「契約担当者」という。）は、契約を締結しようとするときは、支出契約決議書により決裁を受けなければならない。

（契約書の記載事項）

第4条 契約事務責任者は、支出契約決議書その他の書類を審査し、契約

書を作成するものとする。

2 前項の契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
 - (2) 契約金額
 - (3) 履行期限又は期間
 - (4) 契約保証金に関する事項
 - (5) 契約履行の場所
 - (6) 契約代金の支払又は受領の時期および方法
 - (7) 監督および検査に関する事項
 - (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、履行の追完、代金の減額および契約の解除に関する事項
 - (9) 危険負担に関する事項
 - (10) 反社会勢力の排除に関する事項
 - (11) 契約に関する紛争の解決方法に関する事項
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、契約に関し必要な事項
- (請書)

第5条 会計規程第37条第1項本文の規定にかかわらず、1件の金額が250万円を超えない契約については、契約書に代え、請書によることができる。

(契約書等の省略)

第6条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合において、契約の履行上支障がないと認められるときは、契約書の作成および請書を省略することができる。

- (1) 1件の金額が100万円を超えない契約を締結するとき。
- (2) 物品の売却の場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- (3) 官公署と契約をする場合において契約書を作成する必要がないと認

められるとき。

- (4) 単価契約に基づき、一定期間継続して製造、修繕、加工、供給等をさせ、又は使用等をするとき。

第2章 一般競争入札

(入札参加者の資格)

第7条 会計規程第33条第2項に規定する一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格については、秋田市における物品供給業者、建設業者および建設コンサルタント等の競争入札参加資格を有する者とする。

- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認める場合は、工事、製造、物件の買入れその他について契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模および経営の状況に関する事項について一般競争入札に参加する者の資格を定めることができる。

(入札に参加させることができない者)

第8条 契約責任者は、特別の事由のあるもののほか、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者および暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条に規定する者等反社会勢力に該当する者を参加させることができない。

(入札に参加させないことができる者)

第9条 契約責任者は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について2年以内の期間を定めて、一般競争入札に参加させないことができる。これを代理人、支配人の他の使用人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争入札に参加させないことができる。

(入札の公告等)

第10条 契約責任者は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札の期日前10日までに、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は契約の性質上入札準備に支障がないと認められる場合は、その期日を5日までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所および日時
- (3) 入札執行の場所および日時
- (4) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札無効に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関し必要な事項

(入札保証金)

第11条 契約責任者は、入札参加者をして、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札参加者が過去2年間に国(公団等を含む。)又はその他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって

締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、入札参加者が契約を締結しないこととなるおそれがないと理事長が認めるとき。

(入札保証金の還付等)

第12条 入札保証金は、入札終了後、直ちに還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

(予定価格)

第13条 一般競争入札に付する事項については、その予定価格を定め、予定価格調書を作成して封書にし、開札の際これを開札場所に置くものとする。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給又は使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件、工事又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡および履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札書の提出)

第14条 契約事務責任者は、入札参加者をして、入札執行の場所および日時に入札書を提出させ、又は入札箱に投入させなければならない。

2 入札参加者の利便性を図る必要がある場合には、郵送による入札書の提出も可能とする。

3 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

4 前項の代理人は、同一の入札において2人以上の入札者の代理人となることができない。

(開札)

第15条 契約事務責任者は、公告に示した入札執行の場所および日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、

入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (5) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明りょうで確認できない入札又は金額を訂正した入札
- (8) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(再度入札)

第17条 契約事務責任者は、第15条の規定により開札を行った場合において、入札者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項に規定する最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札を行うことができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(再度公告入札の公告期間)

第18条 契約責任者は、入札者もしくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再度広告入札に付そうとするときは、第10条第1項の規定にかかわらず、公告の期間を5日までに短縮することができる。

(落札者の決定方法)

第19条 契約事務責任者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

（最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる契約）

第20条 契約責任者は、一般競争入札により工事、製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 契約責任者は、一般競争入札により工事、製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

3 契約責任者は、前2項の規定により、最低価格の入札者を落札者とし不在の場合は、その理由について書面をもって理事長に提出し、その者を落札者とし不在について承認を得なければならない。

（総合評価一般競争入札）

第21条 契約責任者は、一般競争入札により支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から会計規程第36条本文又は前条第1項もしくは第2項の規定により難しいものである

ときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 前項の規定により工事、製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

3 前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 契約責任者は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について公告をするときは、第10条に規定する事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨および当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

第3章 指名競争入札

（指名基準）

第22条 指名競争入札に付する場合において競争に参加させる者を指名しようとするときは、第7条の定めるところにより登録された者のうちから、理事長が別に定める基準により指名するものとする。

（競争参加者の指名）

第23条 指名競争入札に付する場合は、原則として、5人以上指名しなければならない。

（一般競争に関する規定の準用）

第24条 第7条から第21条までの規定（第10条、第18条および第21条第4

項を除く。)は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

(指名替)

第25条 入札者もしくは、落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合においては、第7条の資格を有する者のうちから新たに競争入札に参加する者を指名することができる。

第4章 随意契約

(随意契約)

第26条 会計規程第35条第1号の別に定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

2 会計規程第35条第6号の規定により随意契約をする場合は、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 会計規程第35条第7号の規定により随意契約をする場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

(見積書の徴収)

第27条 契約責任者は、随意契約により契約しようとするときは、2人(次の各号に該当する場合は、1人)以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徴さなければならない。

- (1) 1件の予定価格が10万円未満のもの
- (2) 動物、機械、見本品、美術品等で他に求め難い物件の購入

(3) 特殊な修繕

(4) 契約内容の特殊性により、相手方が特定されるもの

(5) 再度入札に付しても落札者がいないとき

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴収を省略することができる。

(1) 官公署と契約をするとき。

(2) 法令等に料金又は価格が定められているものについて契約をするとき。

(3) 官報、定期刊行物その他これらに類するもので、価格が表示され、かつ、一定しているものについて契約をするとき。

(4) 役務の提供を受ける場合又は事務もしくは事業を委託する場合で、その性質又は目的により見積書を徴収し難いと認められる契約をするとき。

(5) 不動産の購入又は借上げの契約をするとき。

(6) その他見積書を徴する必要のないもので理事長が認めたとき。

(随意契約の予定価格)

第28条 随意契約により契約しようとするときは、第13条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、特に必要がないと認めるときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

第5章 契約の履行

(契約保証金)

第29条 契約責任者は、契約を締結したときは、直ちに契約者をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 契約者が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したと

き。

- (3) 契約者が、過去2年間に国（公団等を含む。）又はその他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと理事長が認めたとき。

（契約保証金の還付）

第30条 契約保証金は、契約者が契約を履行したとき又は第33条の規定による契約の解約があったときは、直ちに還付するものとする。

（契約保証金の処理）

第31条 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。

- 2 契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金は、法人に帰属するものとする。
ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

（履行遅延に対する賠償金）

第32条 契約責任者は、契約の相手方の責に帰すべき理由により履行期限内に契約を履行することができない場合には、契約の定めるところにより、遅延日数に応じ契約金額の未済部分相当額に政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める率を乗じて計算した額を遅延賠償金として徴収するものとする。

- 2 前項の遅延賠償金は、契約代金を支払う場合において、当該契約金額

から控除するものとする。

(契約の解除)

第33条 契約責任者は、契約の履行に当たり、契約者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約の定めるところにより当該契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(2) 履行期限までに給付を完了する見込みがないとき。

(3) 監督又は検査に際し、監督又は検査に携わる職員の職務の執行を妨げたとき。

(4) その他契約条項に違反する行為があったとき。

2 契約責任者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

3 契約責任者は、契約を解除しようとするときは、解除する理由を明らかにした書面によりその旨契約の相手方に通知しなければならない。

(契約解除に係る違約金)

第34条 契約責任者は、前条第1項の規定により契約を解除したときは、契約の定めるところにより、契約金額の100分の10に相当する額以上の額を違約金として徴収することができる。

2 契約の相手方が契約保証金を納付している場合には、当該契約保証金を前項の違約金に充当するものとする。

3 違約金の額を超える額の損害が生じたときは、その超える金額を損害賠償金として徴収することができる。

(監督の方法)

第35条 会計規程第38条第1項の規定による監督は、契約責任者が契約事務責任者又は契約担当者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(検査の方法)

第36条 会計規程第38条第2項の規定による検査は、契約責任者が契約事務責任者又は契約担当者に命じて、契約書、仕様書および設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

(職員以外の者に監督又は検査を行わせる場合)

第37条 契約責任者は、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の理由により職員が監督又は検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、職員以外の者に監督又は検査を行わせることができる。

(業務完了報告書等の作成)

第38条 第36条の規定により検査を行った者（以下「検査員」という。）は、業務完了報告書又は検査一覧表（以下「業務完了報告書等」という。）を作成し、契約責任者に提出しなければならない。

2 検査員は、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであると認めるときは、その措置についての意見を前項の検査調書に記載しなければならない。

(業務完了報告書等の省略)

第39条 前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略した契約に係る検査（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う検査を除く。）については、当該検査の結果その給付が当該契約の内容に適合しない場合を除き、業務完了報告書等の作成を省略することができる。

2 前項の規定により、業務完了報告書等の作成を省略した場合は、支出契約決議書等に検査証明をしなければならない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第40条 契約責任者から命ぜられて監督を行う者は、特別の必要がある場合を除き、検査を行う者と兼ねることができない。

第6章 雑則

(委任)

第41条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規程第8号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。